

株式会社アヴェイル 行動計画

＜女性活躍推進法＞

女性が営業職として活躍できる雇用環境の整備を行なう為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 当社の課題

営業職に占める女性労働者の割合が令和2年2月時点で14.29%と低い。

3. 目標

- ① 営業職に占める女性労働者の割合を20%以上にする。
- ② 正社員（営業、事務、製造）の有給取得率をそれぞれ70%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

令和2年4月～	目標を達成する為、 1) ポジティブアクションの公表・活動強化 2) 女性社員から見たブライト企業を目指す（昇格等の人事考課の緩和、産休育休取得促進の支援、有給休暇取得促進、等）
令和3年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和4年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和5年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。
令和6年4月～	前年の採用実績を分析し、採用条件の緩和を検討。

以上。

株式会社アヴェイル 一般事業主行動計画

<次世代育成支援対策推進法>

社員全体に対し働きやすい環境を提供することによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得を促進する

- ・年次有給休暇を7日以上取得させる

3. 対策

労務管理担当者に計画内容を説明し、従業員に対して年次有給休暇を取得するよう周知する。有給管理台帳を活用し取得漏れが無いよう注意し、上手く取得できていない従業員については、労務管理担当者が声掛けを行なう。

4. 実施時期

令和2年4月1日より実施する。

以上。